協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(1)	生活保護事業	【対象者】 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 ・在宅受給者　34世帯 ・施設受給者　15世帯	【対象者】 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 ・在宅受給者　12世帯 ・施設受給者　2世帯	【対象者】 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 ・在宅受給者　2世帯	【対象者】 保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない世帯 ・在宅受給者　3世帯 ・施設受給者　1世帯
(2)	地域福祉計画	作成していない。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。
(3)	戦没者追悼式	【目的】 　戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表する。 【名称】 　修善寺町戦没者慰霊法要 【内容】 ２年に１度９月下旬に、仏教、焼香。参列者遺族約160人・来賓約35人・僧侶18人 自衛隊協力会22人・事務局40人　総勢約275人 遺族全員に饅頭　（約410人分） 出席者全員に弁当（約261人分） 【事業の負担割合】 町10/10 社会福祉協議会へ委託 平成14年度850,000円	奉賛会にて実施	遺族会にて実施	遺族会にて実施

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(4)	民生委員協議会	【事務局】 修善寺町健康福祉課 【内容】 民生委員協議会に、活動費を補助している。 民生委員・児童委員　39名 主任児童委員　2名	【事務局】 土肥町社会福祉協議会 【内容】 民生委員協議会に、社会福祉協議会を通じて活動費を補助している。 民生委員・児童委員　18名 主任児童委員　2名	【事務局】 天城湯ケ島町社会福祉協議会 【内容】 民生委員協議会に、社会福祉協議会を通じて活動費を補助している。 民生委員・児童委員　20名 主任児童委員　2名	【事務局】 中伊豆町社会福祉協議会 【内容】 民生委員協議会に、社会福祉協議会を通じて活動費を補助している。 民生委員・児童委員　19名 主任児童委員　2名
(5)	日本赤十字社関係	社会福祉協議会が事務実施。	【目的】 日本赤十字社の事業の円滑な推進を図る 【内容】 日本赤十字社の社員募集事務 土肥町赤十字奉仕団の活動支援 その他、日本赤十字社が行う災害救護、血液事業、赤十字思想の普及などへの協力	土肥町に同じ。	土肥町に同じ。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(6)	社会福祉協議会への補助金	町社会福祉協議会に対し、活動費の補助を行う。 【内容】 社会福祉協議会運営 〃　事業 〃　各種団体補助金	町社会福祉協議会に対し、活動費の補助を行う。 【内容】 社会福祉協議会運営 地域福祉事業 在宅福祉事業 福祉団体事業	町社会福祉協議会に対し、活動費の補助を行う。 【内容】 社会福祉協議会運営 地域福祉活動促進事業 はつらつ長寿社会づくり総合推進事業 民生児童委員活動実費弁償費補助金 各種福祉団体交付金 ボランティアコーディネーター設置事業 介護保険事業 身体障害者居宅介護事業	町社会福祉協議会に対し、活動費の補助を行う。 【内容】 社会福祉協議会運営補助 地域福祉活動促進事業 ふれあい元気サロンの推進 民生児童委員協議会活動事業 ボランティアの育成事業 歳末慰問事業 資金貸付事業 各種高齢者・身体障害者福祉事業 各種福祉団体の支援と補助金 福祉総合相談事業 介護保険事業所の運営 身体障害者居宅介護事業

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(7)	社会福祉協議会への委託	①生活管理指導員派遣事業 軽易な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を予防する。 ② 配食サービス事業（配送業務） あたたかい昼食を配達することにより、安否の確認及び孤独感の解消を図る。	①高齢者の社会活動についての広報活動 ②文化伝承活動及び三世代交流活動 ③高齢者と小学生のふれあい会（しめ縄づくり等） ④陶芸教室　毎月第1・3水曜日に開催	①生きがいデイサービス事業 在宅の老人等に対し、相談及び指導等の各種サービスを提供し、これらの者の社会的孤立感の解消及び自立の助長を図るとともに、福祉の向上に資する。 ②生活管理指導員派遣事業 軽易な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を予防する。 ③配食サービス事業（配送業務） あたたかい昼食を配達することにより、安否の確認及び孤独感の解消を図る。 ④紙おむつの支給	①在宅介護支援センター事業 高齢者ができるだけ住み慣れた生活環境で暮らせるよう効果的なサービス、地域ケアの総合調整を行う。 ②生活管理指導員派遣事業 軽易な日常生活の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を予防する。 ③配食サービス事業（配送業務） あたたかい昼食を配達することにより、安否の確認及び孤独感の解消を図る。
(8)	無縁墓地管理	該当なし 《参考》社会福祉協議会を通じて、修禅寺へ永代供養料を支払う。 （50,000円／１体）	町内１箇所 町社会福祉協議会に委託。	町内１箇所 役場職員が年２回清掃等を行っている。	町内１箇所 無縁墓地のある沢口地区に清掃を依頼している。年1回保健福祉課職員が供養する。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(9)	民生委員・児童委員の活動費補助金	【内容】 国からの活動費補助金60,300円を、民生委員協議会補助金と合算して、町から民生委員協議会に支払っている。 民生委員・児童委員　39名 主任児童委員　2名	【内容】 国からの活動費補助金60,300円を、民生委員協議会補助金と合算して、社会福祉協議会を通じ民生委員協議会に支払っている。 民生委員・児童委員　18名 主任児童委員　2名	【内容】 国からの活動費補助金60,300円を、民生委員協議会補助金と合算して、社会福祉協議会を通じ民生委員協議会に支払っている。 民生委員・児童委員　20名 主任児童委員　2名	【内容】 国からの活動費補助金60,300円のみを、町から各民生委員・児童委員に支払っている。 民生委員・児童委員　19名 主任児童委員　2名

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(10) ア	行路困窮者措置費法外援助（行旅人）	【行旅病人】 事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費500円を支給している。 （社会福祉協議会に委託） 【行旅死亡人】 ・死亡時の状況、身元確認に必要な死亡人の容貌、特徴、遺留物件等を記録した上で死体を火葬する。 ・身元不明の場合は、身元確認のために記録した事項を主務公署等の掲示場に30日以上告示するとともに、官報、新聞紙に広告する。 ・身元判明の場合は、その存続人に又は扶養義務者に若しくは同居の親族に本人の身元確認のための必要な事項を通知する。 ・取扱費用の徴収（遺留金銭、有価証券、相続人、扶養義務者、県等	【行旅病人】 事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、修善寺駅までの交通費1,280円を支給している。 （社会福祉協議会に委託） 【行旅死亡人】 修善寺町に同じ。	【行旅病人】 事情、生活状況、経路を調査し困窮している状況であると判断された場合、隣町までの交通費500円を支給している。 （委託していない） 【行旅死亡人】 修善寺町に同じ。	【行旅病人】 修善寺町に同じ。 【行旅死亡人】 修善寺町に同じ。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(10) イ	勤労者住宅建設利子補給制度	【修善寺町勤労者住宅建設利子補給金制度】 修善寺町に新たに自宅を購入（建て替えのぞく）した人で住宅建設資金を金融機関から借り受けた人に交付する。 対象条件 ①返済期間が５年間以上で金融機関からの借り入れ金額が500万円以上あること ②申請者及び同居家族の総所得金額が700万円以下であること ③建物の延べ床面積が135㎡（60歳以上の老人または身体障害者がある方及び6人以上の家族が同居する場合は240㎡以下）以下であること。 ④他の利子給付を受けていないこと ⑤町税の未納額がない者 現在30件受給中（H14新規5件）	該当なし	該当なし	該当なし
(11) ア	同和対策事業	住民への啓発活動	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(11) イ	人権擁護委員活動	①町内街頭啓発活動 ②郡人権街頭啓発活動 ③郡人権啓発事業講演会 ④郡・町の各講演会及び各事業に参加 ⑤人権相談（随時受付） ⑥相談常駐制度の導入による活動 ⑦心配ごと相談	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。
(11) ウ	勤労者対策	啓発活動として、労働局等からの広報の掲載、ハローワークより掲示の依頼のあった求人票、ポスター等を役場内の掲示板などに掲示する。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。
(11) エ	民生委員推薦会	【内容】 一斉改選（12月1日）時に、民生委員の推薦を行うため民生委員推薦会を開催する。 【組織】 14名　民生委員法８条第２項	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) ア	災害弔慰金、災害障害見舞金支給事業	【内容】 ①災害により死亡された住民の遺族に弔慰金を支給する。 ②災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。 【支給方法】 町が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給決定する。 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	福祉関係事業・社会福祉

番号	事務事業名	修善寺町	土肥町	天城湯ケ島町	中伊豆町
(12) イ	災害援護資金貸付事業	【内容】 自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。 利率　　年3% 償還期間　10年（うち据置3年） 【貸付方法】 借り入れ申し込みを受けたときは、その内容を検討のうえ、被害の状況・所得等の調査を行い貸し付ける。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。
(12) ウ	災害見舞金支給事業	【内容】 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに対し災害見舞金を支給する。 【経費負担】 国　1/2、県　1/4、町　1/4	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。	修善寺町に同じ。